

江東区男女共同参画相談室運営業務委託実施要領

1 事業の趣旨・目的

この実施要領は、江東区男女共同参画相談室運営業務を委託する事業者選定を行うために、以下のとおり相談業務を受託する事業者を公募する。

- (1) 江東区男女共同参画条例（平成16年3月江東区条例第1号）第14条の規定に基づき、性別を理由とする差別的な取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に対する相談事業を実施し、多岐に亘る悩みを抱える人を支援することで、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項第1号の規定に基づく相談を行うことで、関係機関と連携してDV被害者を保護し、自立のための支援を行い、また、暴力防止に向けた啓発を行うことで、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

2 業務名

江東区男女共同参画相談室運営業務委託

3 業務内容

別紙「江東区男女共同参画相談室運営業務委託仕様書」のとおりに。

4 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を2回まで更新することができる。

5 委託限度額

令和6年度 31,000,000円（税込）

6 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (7) 東京都内に本社または事業所を有していること。
- (8) 直近 3 年度の公的機関での相談業務受託の実績があること。
- (9) 男女共同参画施策に関する業務に精通し、本委託業務を継続的、安定的に遂行できる能力を有すると認められること。

7 選定日程

内 容	日 程
実施要領の公表期間	令和 5 年 12 月 8 日（金）～令和 6 年 1 月 10 日（水）
質問書の受付締切	令和 5 年 12 月 22 日（金）
質問回答日	令和 5 年 12 月 26 日（火）
企画提案の提出締切	令和 6 年 1 月 10 日（水）午後 4 時まで
1 次審査結果通知	令和 6 年 1 月 22 日（月）
2 次審査 （プレゼンテーション）	令和 6 年 1 月 29 日（月）

8 参加手続き

(1) 実施要領の公表

- ① 公募期間：令和5年12月8日（金）～令和6年1月10日（水）午後4時
- ② 方法：江東区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

- ① 質問受付期間：公募開始～令和5年12月22日（金）午後5時必着
- ② 質問方法：郵便・FAX又は電子メールにより14担当所管まで提出すること。
- ③ 回答日時：令和5年12月26日（火）
- ④ 回答方法：質問への回答は江東区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和6年1月10日（水）午後4時厳守
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- ② 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送
※郵送の場合、期限までに必着のこと。
※提出先は、14担当所管まで。
- ③ 提出部数：正本 1部
副本 8部（提出書類（2）～（5））

9 提出書類

- (1) 参加申込書【様式1】
- (2) 企画提案書（男女共同参画相談室運営業務委託）（表紙【様式2】）
- (3) 団体（法人）概要
- (4) 見積書（男女共同参画相談室運営業務委託）
- (5) 直近3年度の男女共同参画相談室運営を受託した実績を確認できる書類（契約書表紙の写し等）
- (6) 定款又はこれに類する書類（最新のもの）

(7) 提出時に、提出物の一覧表を作成し、添付すること。(様式任意)

【書類作成時の留意事項】

- ・(1) は指定の様式を使用し、A4サイズ1ページで作成すること。
- ・(2) は指定の様式を表紙とし、A4サイズ任意様式(ページ総数は、20ページを超えない範囲)で作成すること。
- ・(4) は令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年分)任意様式とし、消費税を含む金額を記載するとともに、積算内訳を明記すること。
- ・企画提案書及び見積書を提出した後の差替、訂正、追加提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- ・参加申込書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- ・本提案に要する一切の費用は、提案する法人(又は団体)の負担とする。
- ・提出書類は、返却しない。
- ・提出書類は本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。また、情報開示請求の対象となり(法令で定める非該当事由に該当する項目は除く)、情報開示請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき公開することがある。
- ・提案書の内容で仕様確定とするものではない。

10 選定方法・評価方法

公募型プロポーザル方式により受託事業者を決定する。各事業者の企画提案の審査は、江東区男女共同参画相談室運営業務委託事業者選定委員会(以下、「事業者選定委員会」という。)において行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 第一次審査(書類審査)

提出書類について書類審査を実施し、上位3者を第一次審査通過者として選定する。第一次審査の結果は、令和6年1月22日(月)までに全ての参加事業者電子メールにより通知し、併せて、第二次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査通過者について、プレゼンテーション審査を実施する。

① 日時及び場所：令和6年1月29日（月）

江東区文化センター6階会議室

（詳細は、第一次審査通過者あて別途通知）

② 説明時間：プレゼンテーション20分程度、その後質疑応答。

③ 説明方法：事業提案書により説明を行うものとし、追加資料の配付は認めない。説明は、管理責任者同席のもと、本業務を主体的に担当する者が行う。事業提案書の記載内容に限りパワーポイントの使用を認め、その際のパソコンは提案者が用意すること。プロジェクターは区が用意する。

(4) 候補者の選定について

①失格者を除いた者の内、(2)(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

②最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

③①、②に関わらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

③ 見積書の金額が委託上限額を超える場合

④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1 1 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目について区ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は、A B C表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

1 2 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1 3 留意事項

(1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。

(3) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(4) 区に提出された文書等は、原則として返却しない。

(5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(6) 審査期間中の審査内容についての問い合わせには一切応じない。

(7) 本業務の実施及び予算額については、令和6年第1回議会定例会における令和6年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となる可能性がある。

1 4 担当所管

江東区総務部男女共同参画推進センター男女共同参画担当

〒135-0011 江東区扇橋 3-22-2 (パルシティ江東内)

電話 : 03-3647-1163 (直通)

Fax : 03-5683-0340

E-mail : 0587010@city.koto.lg.jp